七の二十五～七の三十六	（略）
八～八の六	（略）
八の七　ピトリサント、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ピトリサント塩酸塩二〇㎎以下を含有する錠剤を除く。	
八の八～八の二十五	（略）
九～十九	（略）
劇　薬	
（略）	
有機薬品及びその製剤	
一～八の四	（略）
八の五　イコトロキンラ、その塩類及びそれらの製剤	
八の六～八の十一	（略）
九～十一の十四	（略）
十一の十五　インスリン　エフシトラアルファ及びその製剤	
十一の十六～十一の三十六	（略）
十一の三十七　ウステキヌマブ（遺伝子組換え）「ウステキヌマブ後続五」及びその製剤	
十一の三十八～十一の四十六	（略）
十二～十三の十八	（略）
十三の十九　エマパルマブ及びその製剤	
十三の二十～十三の三十九	（略）
十四～二十六の十	（略）
二十六の十一　ゲフルリマブ及びその製剤	
二十六の十二～二十六の五十二	（略）
二十七～五十九の七	（略）
五十九の八　セノバメートの製剤であつて、一錠中セノバメート二〇〇㎎以下を含有する錠剤	
五十九の九～五十九の三十五	（略）
六十～六十二の三十一	（略）
六十二の三十二　トボラフェニブ及びその製剤	
六十二の三十三～六十二の三十九	（略）
六十三～六十九の二	（略）
六十九の三　ドルダビプロン、その塩類及びそれらの製剤	
六十九の四～六十九の二十一	（略）

七の二十四～七の三十五	（略）
八～八の六	（新設）
八の七～八の二十四	（略）
九～十九	（略）
劇　薬	
（略）	
有機薬品及びその製剤	
一～八の四	（新設）
八の五～八の十	（略）
九～十一の十四	（新設）
十一の十五～十一の三十五	（略）
（新設）	
十一の三十六～十一の四十四	（略）
十二～十三の十八	（略）
（新設）	
十三の十九～十三の三十八	（略）
十四～二十六の十	（略）
（新設）	
二十六の十一～二十六の五十一	（略）
二十七～五十九の七	（略）
（新設）	
五十九の八～五十九の三十四	（略）
六十～六十二の三十一	（略）
（新設）	
六十二の三十二～六十二の三十八	（略）
六十三～六十九の二	（略）
（新設）	
六十九の三～六十九の二十	（略）

七十～七十六	（略）
七十六の二　ピトリサント又はその塩類の製剤であつて、一錠中ピトリサント塩酸塩二〇㎎以下を含有する錠剤	
七十六の三～七十六の十	（略）
七十七～百十八の七	（略）
百十八の八　ミルベツキシマブ　ソラブタンシン及びその製剤	
百十八の九・百十八の十	（略）
百十九～百四十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百六十八	（略）
百六十九　トボラフェニブ及びその製剤	
百七十～百七十七	（略）
百七十八　ドルダビプロン、その塩類及びそれらの製剤	
百七十九～二百三十五	（略）
二百三十六　ミルベツキシマブ　ソラブタンシン及びその製剤	
二百三十七～二百六十二	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十八号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済安全保障担当の項第二号中「確保並びに」を「確保」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。

附　則

この訓令は、令和八年九月十八日から施行する。

七十～七十六	（略）
（新設）	
七十六の二～七十六の九	（略）
七十七～百十八の七	（略）
（新設）	
百十八の八・百十八の九	（略）
百十九～百四十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百六十八	（略）
（新設）	
百六十九～百七十六	（略）
（新設）	
百七十七～二百三十三	（略）
（新設）	
二百三十四～二百五十九	（略）

法規的告示

○内閣府告示第百十七号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

「ＮＴＴ西日本株式会社」を「ＮＴＴ西日本株式会社　中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。